

## 「白岡市男女共同参画条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

地域振興課

番号	意見	意見に対する考え方
1	<p>(定義) 第2条第2項について</p> <p>市民とは一般に市在住者を意味する言葉であり、通勤、通学者を含めて市民と定義することは、混乱を招く。</p> <p>通勤者、通学者を含めて定義するならば、市民等とするか別の言葉を使用すべきであると考えます。</p>	<p>御意見をいただきました「市民」という言葉につきましては、法律で定義される言葉ではありませんが、一般的に地方自治法で定義されている「住民」と同義で使われ、市内に住所を有している者として使用されていることが多くあります。</p> <p>今般の条例では、市在住者だけでなく市内の企業や学校に通勤・通学する方も一体となって男女共同参画社会の実現を目指しているため、広い意味で使用することができる「市民」という言葉の定義を設け、通勤・通学者も含めていることを示しておりますので、原文のままとします。</p> <p>※白岡市自治基本条例においても、「市民」について同様の定義をしています。</p>